

お 知 ら せ

1 本件の入札時には、入札書ごとに次の各書面を提出する必要があります。

- (1) 暴力団員等に該当しない旨の陳述書
- (2) 住民票（入札者が個人の場合）**（個人番号の記載がないもの）**又は資格証明書（入札者が法人の場合）
- (3) 宅地建物取引業の免許証の写し（入札者が宅地建物取引業者の場合）

上記(1)及び(2)の各書面は、入札時に提出がないと無効になります。また、記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

入札書及び上記(1)の書面の書式は、不動産競売物件情報提供サイト（B I T）（<http://bit.sikkou.jp>）のトップ画面の右にある「ダウンロード」からダウンロードすることができるほか、当裁判所の執行官室で配布を受けられます。各書面の記入方法は、各書面の注意書欄に記載されていますので、よくお読みください。

2 本件の入札時に提出する上記 1 (1)の書面（暴力団員等に該当しない旨の陳述書）の「陳述」欄「☐自己の計算において・・・ありません。」の☐のチェックは、入札者が他人から資金の提供を受けて入札に参加する場合など「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」がいる場合のみチェックするものです。チェックを入れた場合には、陳述書の注意書 9 を参照の上、必ず別紙（自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項）も添付してください。

その他、入札に関するご不明な点は、当裁判所の執行官室にお問い合わせください。

和歌山地方裁判所民事部執行係

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 8月 7日

和歌山地方裁判所民事部執行係

裁判所書記官 村上 綾子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 8月 28日 午前 9時00分から 令和 8年 9月 4日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 場 所 令和 8年 9月 11日 午前 10時00分 和歌山地方裁判所競売室
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 8年 10月 2日 午前 10時00分 和歌山地方裁判所民事部執行係
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 8月 7日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和8年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	2,360,000 1,888,000	一括	472,000	25,027	0
1	1,420,000				
2	940,000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 有田郡湯浅町大字吉川字乙鳥 |
| | 地 番 | 3 2 4 番 1 6 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 7 7. 0 6 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 有田郡湯浅町大字吉川字乙鳥 3 2 4 番地 1 6 |
| | 家屋 番号 | 3 2 4 番 1 6 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造セメント瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 7 1. 7 9 平方メートル
2階 2 9. 1 0 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8年 7月 6日

和歌山地方裁判所民事部執行係

裁判所書記官 加藤 優衣

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 有田郡湯浅町大字吉川字乙鳥 |
| | 地 番 | 3 2 4 番 1 6 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 7 7 . 0 6 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 有田郡湯浅町大字吉川字乙鳥 3 2 4 番地 1 6 |
| | 家屋 番号 | 3 2 4 番 1 6 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造セメント瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 7 1 . 7 9 平方メートル
2 階 2 9 . 1 0 平方メートル |



令和7年(ケ)第76号
令和7年12月23日受理
令和8年4月27日提出

現況調査報告書

和歌山地方裁判所

執行官 武藤 隆

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 有田郡湯浅町大字吉川字乙鳥 |
| | 地 番 | 324番16 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 177.06平方メートル |
| 2 | 所 在 | 有田郡湯浅町大字吉川字乙鳥 324番地16 |
| | 家屋 番号 | 324番16 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造セメント瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 71.79平方メートル
2階 29.10平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	(住居表示未実施)
土地	物件1
現況地目	■宅地(物件1) □公衆用道路(物件) □ (物件)
形状	■公図(14条1項地図)のとおり □地積測量図のとおり □建物図面(各階平面図)のとおり □土地建物位置関係図のとおり □ 枚目図面のとおり
占有者及び占有関係	■土地所有者 □その他の者() 上記の者が下記建物を所有し、占有している。 □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物(目的外建物)	■ない □ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
その他の事項	「その他の事項」のとおり
建物	物件2
種類・構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点異なる(□主たる建物 □附属建物) □種類: □構造: □床面積:
物件目録にない附属建物	■ない □ある — 種類: 構造: 床面積:
占有者及び占有状況	■建物所有者 □その他の者() 上記の者が住居として使用し、占有している □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地(目的外土地)	■ない □ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)
その他の事項	「その他の事項」のとおり
執行官保管の仮処分	■ない □ある — 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日
土地建物の位置関係	■建物図面(各階平面図)のとおり □土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

1 表札等の表示

本件建物に表札などは見当たらなかった。

2 本件土地の状況等

- (1) 本件土地は田畑や住宅などが混在する一面にあり、本件建物の敷地となっている。その形状は、概ね6枚目の公図(14条1項地図)のとおりであるものと思われる。
- (2) 接道状況は評価書記載のとおりである。
- (3) 本件土地の周囲について、本件土地南東側の出入口部分及び南西側の辺を除き周囲は擁壁状になっている。同擁壁の高さは高いところで約1メートルであった。北東側及び北西側各辺の擁壁の外側に側溝(開渠)が存在した(写真4、写真5)。
- (4) 本件土地の周囲に存在する国土調査の際に設置したものと思われる鉄の位置関係からすると、北東側及び北西側各辺の擁壁はいずれも有田郡湯浅町所有の北東側隣地(324番1)及び北西側隣地(324番3)上に存在しているものと見受けられる。
- (5) 本件土地周囲には、本件土地南東側の出入口部分を除きブロック塀が存在するところ、ブロック塀には亀裂が何か所か見受けられた(写真3、写真5)。なお、このブロック塀の一部(8枚目の土地建物位置関係図の赤色破線部分)が上記(4)記載の擁壁上に存在する。このブロック塀の撤去再築等に関しては次頁「関係人の陳述等」記載の湯浅町役場担当者の陳述内容を参照されたい。
- (6) 本件土地の北東側部分の上記ブロック塀の内側に電柱が存在した(写真6)。この電柱について、居住者は土地使用料を受領しているとのことであるが、北東側隣地上に存在する可能性もあるため、詳細な位置については専門家による調査を要するものと思われる。
- (7) 本件土地の北東側部分の上記ブロック塀の内側に簡易物置が置かれていた(写真7)。この簡易物置は北東側隣地上にはみ出して置かれている可能性がある。

3 本件建物の状況等

- (1) 本件建物の形状及び間取りは、概ね7～9枚目の図面記載のとおりである。
- (2) 本件建物は、全部事項証明書によれば、平成4年11月築であり、築後約33年が経過しており、雨漏り跡や床板の補修箇所が存在した。居住者によれば、現時点でのシロアリの兆候や雨漏りはないとのことであるが、建物の詳細な状況については専門家による調査を要するものと思われる。なお、目視により確認できた顕著な不具合部分は以下の通りである。
 - ① 建物外壁に取り付けられている台所の換気扇フードが破損していた(写真8)。
 - ② 1階の廊下部分に補修跡があり、床が柔らかくなっていた(写真10)。
 - ③ 和室1のふすまが破れていた(写真14)。
 - ④ 和室の壁に雨漏り跡が見られた(写真16)。
- (3) 和室2と台所に神棚が存在した。

4 その他

所有者関係者及び湯浅町役場担当者からの聴取によっても、本件土地周囲の擁壁部分の権利関係は判然としなかった。この擁壁に関する維持管理などについては買受人において湯浅町と協議等を行う必要があるものと思われる。

以 上

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
所有者の母	本件建物には私が所有者と居住しています。 増改築やリフォームなどはしていません。 1階の雨漏りは家を建てた2、3年後に発生しました。すぐに修理しており、そのあとは雨漏りはありません。 1階廊下の床は10年くらい前から傷んできたので、業者に見てもらったところ、原因はシロアリではなく、床板の下地が悪くなっているとのことでした。 ダイニングに勝手口がありますが、今まで一度も使ったことはありませんので、開くかどうかはわかりません 数か月前にコウモリが家の外側に住み着いたことがありました。 神棚が2つありますが、いずれも魂は入っていません。 本件土地建物は債権者である湯浅町から夫（前所有者）が建売で購入しました。北東側と北西側のブロック塀が町所有の隣接地上にあるのではないかとのことですが、購入時点でブロック塀はあったと思いますし、その状況は購入時から変わっていないと思います。町から買った土地でもあるので、特に問題はないかと思い、国土調査の際の調査結果には異議を述べたりはしていません。なお、町に対して土地使用料などを支払っていたことはありません。 区費として年額4100円を支払っています。 電柱による土地使用料として3年ごとに4500円を受領しています。
湯浅町役場担当者	本件土地周囲に存在するブロック塀は本件土地建物を購入した方が設置したものだと思います。国土調査の成果を見る限り、これらのブロック塀の北東部分と北西部分については、本件土地内ではなく町所有の土地上に存在することになります。町としては、現状のままブロック塀を使用されている範囲であれば撤去等を求めることはしませんが、このブロック塀を撤去して新たにブロック塀等の工作物を設置する場合には、本件土地の範囲内に設置してもらうことになります。 擁壁については、町有地上にあることなども踏まえると町の管理対象となることが考えられますが、現時点ではっきりしたことは言えません。 以上

(調査経過用)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和 7年12月24日(水) 16:00 ~ 16:10	和歌山地方法務局	登記等調査(全部事項証明書につき 登記申請中のため取得できず)
令和 7年12月25日(木) 11:45 ~ 12:00	湯浅町役場	地籍調査資料、課税資料等調査
令和 7年12月25日(木) 12:15 ~ 12:30	物件所在地	現況及び占有調査、写真撮影 所有者及び所有者の母と面談
令和 8年1月14日(水) 15:00 ~ 15:05	和歌山地方法務局	登記等調査
令和 8年2月6日(金) 10:00 ~ 11:15	物件所在地	評価人と立入調査、写真撮影 所有者の母から聞き取り
令和 8年2月6日(金) 11:40 ~ 12:00	湯浅町役場	地籍調査資料追加調査 担当者との面談
令和 8年2月16日(月) 15:30 ~ 16:00	湯浅町役場	地籍調査資料追加調査 担当者から聞き取り
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は、施錠されていたので、立会人立会いの下、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は施錠されていなかったため、所有者の許可を得て建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(5 枚目)

公 図

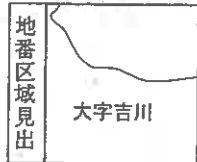
(座標値種別：測量成果)

-75893.379

-216151.947

地区外

A4判に縮小



請求部	所在	有田郡湯浅町大字吉川字乙島				地番	324番16			
出力縮	1/500	精度区分	申三	座標系番号又は記号	VI	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	平成14年4月24日				備付年月日(原図)	平成14年5月20日		補記事項		

登記年月日：平成5年1月12日

1103568

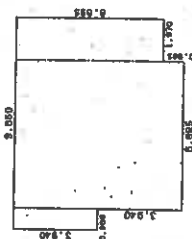
昭和5年/月/日登記

建築物図面
各階平面図

交番番号	324番16
建物の所在	有田郡湯浅町大字吉川字乙島324番地16

各階平面図

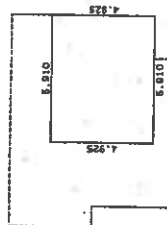
1 階



求積表

$0.985 \times 3.840 = 3.800900$
 $6.895 \times 7.860 = 54.332600$
 $1.970 \times 6.895 = 13.583150$
合計 71.796650
床面積 71.79 m^2

2 階



求積表

$5.910 \times 4.925 = 29.106750$
合計 29.106750
床面積 29.10 m^2



A4 判に縮小

作製者

1 月 11 日作成

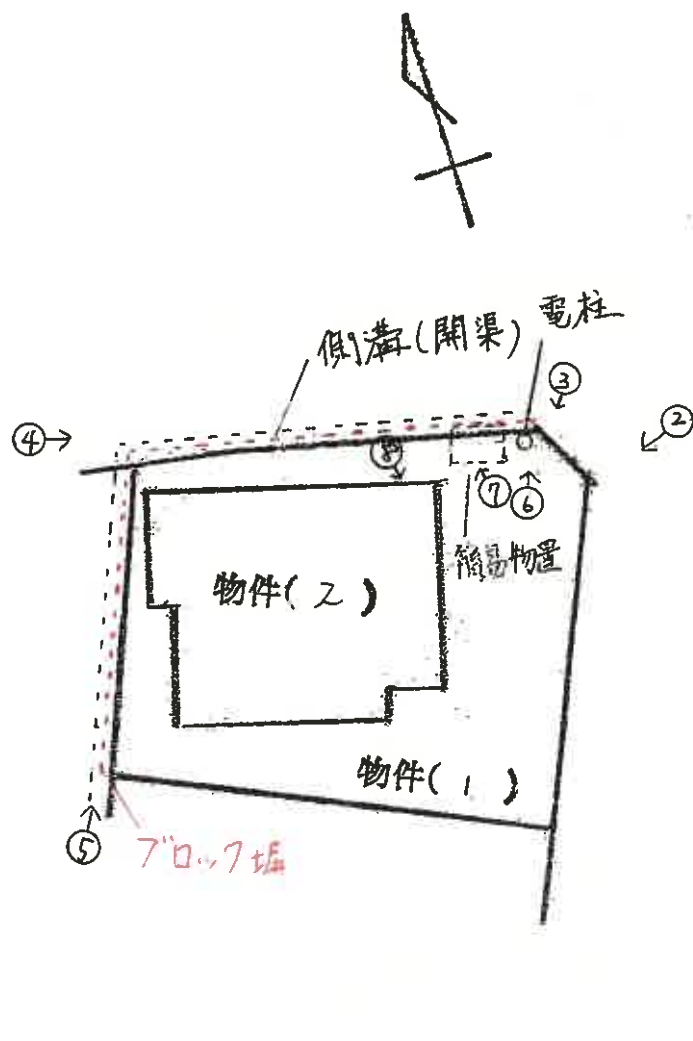
縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

(和歌山県土地家屋調査士会)

土地建物位置関係図



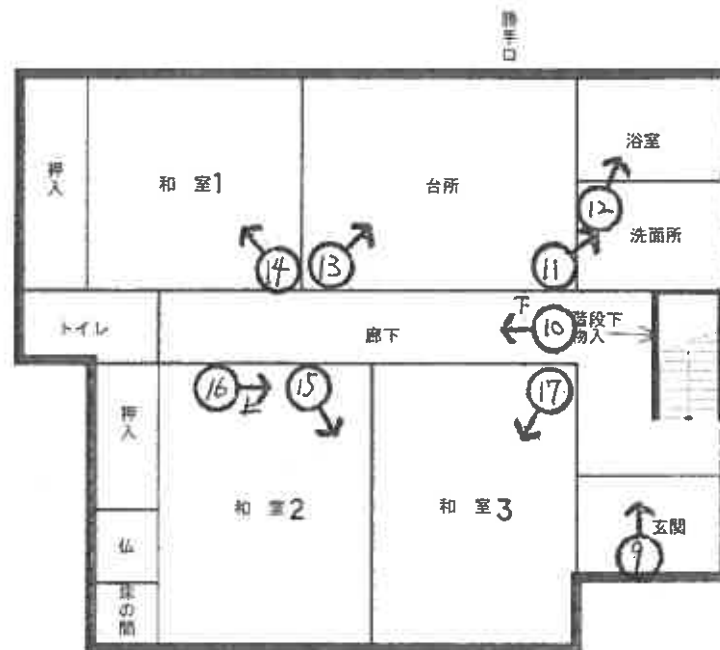
—○写真撮影位置・方向

建物間取図

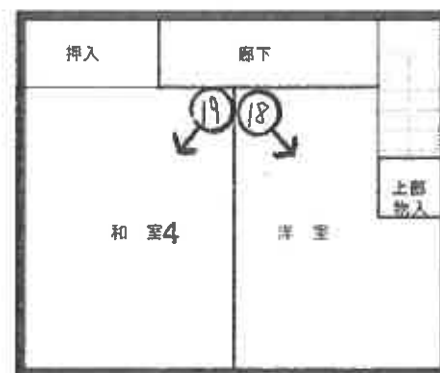
物件 2



1 階



2 階



←○写真撮影位置・方向



1



2



3



4



5



6



7



8



9



10



11



12



13



14



15



16



17



18



19

令和7年（ケ）第76号
令和8年2月6日現地調査
令和8年4月27日評価

和歌山地方裁判所御中

評 価 書
〈土地・建物用〉

評価人 不動産鑑定士

船木 博央

第1 評価額

一括価格	
金2,360,000円	
内訳価格	
物件1（土地）	金1,420,000円
物件2（建物）	金940,000円

- 1 一括価格は、物件1，2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記事項と同じ。

番号	所在等	登 記	現 況
1	所在地 地番 地目 地積	別紙物件目録記載のとおり	同左
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	別紙物件目録記載のとおり	同左
番号	特 記 事 項		
	特になし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置・交 通	J R 紀勢本線「藤並」駅の南西方・道路距離約2.4 k m (別添「位置図」参照)	
付近の状況	湯浅町のほぼ中央部に位置する一般住宅が建ち並ぶ既成の住宅地域。系統は普通と判定した。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	都市計画区域外 — — — 指定なし 土砂災害警戒区域（土石流：2つの警戒区域に入っている）
画 地 条 件	（すみ切りを考慮すると）やや不整形の三方路地。間口約11.5m、奥行約14.6m程度。画地内はほぼ平坦である。 登記面積177.06㎡は概ね正確とみられる。	
接面道路の状況	・北東側道路は約3.5m舗装町道（都市計画区域外） ・南東側道路は約4.0m舗装町道（都市計画区域外） ・北西側道路は約2.2m舗装道路（都市計画区域外） 等高部分は南東側の出入り口付近のみであり、道路との高低差は最大約1mある。	
土地の利用状況等	現況調査報告書記載のとおり。	
供給処理施設	上水道：あり ガス配管：なし 下水道：なし	
土壌汚染等	・周知の埋蔵文化財包蔵地には含まれない。 ・水質汚濁防止法の「特定施設」の届け出・廃止届は出されていない。	
特記事項	・公図と現地照合から、北西から北東にかけて設置されている擁壁部分は町有敷地内と判断される。おおむね、北東側の道路及び水路の端から目的物件側へ幅30センチ程度は町の土地であると思われるが、擁壁の内側に境界ピンは見られなかった。 町へ問い合わせたが、擁壁部分の権利関係は判然としなかった。 ・擁壁上のブロック塀には一部亀裂（ズレ）が見られた。 ・町によると、現状でブロック塀を使用する範囲であれば撤去等を求めることはないが、今後町有地に立っているブロック塀については、作り替	

	え等が発生する場合には目的物件の敷地範囲内にしなければならないと のことである。 ・物件1の北東部、ブロック塀の内側に電柱が設置されているが、目的物件 内に設置されたか、北東隣地上に設置されたかは判然としなかった。
--	--

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済 的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）：平成4年11月17日新築 経過年数：約33年 経済的残存耐用年数：約0年
仕 様	構造：木造 屋根：セメント瓦葺 外壁：サイディング 内壁：クロス等 天井：クロス等 床：板等 設備：電気、給排水等 その他：特にない
床面積（現況）	第3目的物件欄記載のとおり。
現況用途等	用途：居宅。間取りについては『建物間取図』のとおり。
品 等	普通
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
特記事項	・1階和室に雨漏り痕と思われるシミがあった。 シロアリ被害は確認できなかった。 上記被害は経過年数や管理の程度により、不可視部分において、被害が 発生している可能性は否定できない。 ・アスベスト使用は目視可能な範囲では確認できなかった。 ・設備は使用可能かどうかの確認は行っていない。 ・床がたわむ部分があった。 ・換気扇フードが破損していた。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

①物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ÷オ
1	20,000	1.08	177.06	0.95	3,633,000

ア標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査 湯浅（県）－2

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $18,200\text{円}/\text{㎡} \times 99.6/100 \times 100/103 \times 100/88 \approx 20,000\text{円}/\text{㎡}$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：方位（1.03）

◇地域格差： 街路条件 交通接近条件 環境条件 行政的条件 総合格差
 $100/102 \times 100/100 \times 100/86 \times 100/100 \approx 100/88$

イ個別格差：方位（1.03）、三方路（1.05） 相乗積1.08

ウ地積：登記面積による。

エ建付減価補正：建物と敷地の適応の状態等を考慮した。

②物件2（建物）

目的建物の再調達原価を建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価(円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ÷エ
2	145,000	100.89	0.02	293,000

ウ現価率：・経過年数約33年、経済的残存耐用年数約0年、観察減価率60%（経過年数、損傷、汚損の程度等を考慮）、残価率5%

・耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を下記のとおり査定した。

$$\{5\% + (1-5\%) \times \text{経済的残存耐用年数}0\text{年} / (\text{経過年数}33\text{年} + \text{経済的残存耐用年数}0\text{年})\} \times (1-0.6) = 0.02$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

①土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格（円） ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格（円） （千円未満四捨五入） ア×イ÷ウ
1	3,633,000	0.35	法定地上権	1,272,000

②内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 （円） （①①オ、①②エ）ア	土地利用権等価格の 控除及び加算（円） （②①ウ）イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場修 正 オ	評価額（円） （万円未満四捨五入） （ア±イ）×ウ×エ×オ
1	3,633,000	-1,272,000		1.00	0.60	1,420,000
2	293,000	+1,272,000	1.00	1.00	0.60	940,000
一括価格（合計）						2,360,000

ウ占有減価修正：不要と査定

エ市場性修正：不要と査定

オ競売市場修正：第2「評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価調査価格（湯浅（県）－2）

所在：有田郡湯浅町大字栖原字矢田池尻312番3外

価格：18,200円/㎡

位置：JR紀勢本線「湯浅」駅の北西方 道路距離約2000m

価格時点：令和7年7月1日

地積：341㎡

供給処理施設：水道

接面街路：南東5.5m町道

用途地域等：非線引都市計画区域、用途指定なし（建蔽率70%、容積率200%）

地域の概要：農家住宅、一般住宅等が建ち並ぶ既成集落地域

2 固定資産評価額（令和8年度）

物件1（土地）2,583,659円

物件2（建物）1,357,138円

第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図
- 2 付近見取図
- 3 公図（A4に縮小）
- 4 建物図面写・各階平面図写
- 5 建物間取図
- 6 現況写真

以上

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 有田郡湯浅町大字吉川字乙鳥 |
| | 地 番 | 3 2 4 番 1 6 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 7 7. 0 6 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 有田郡湯浅町大字吉川字乙鳥 3 2 4 番地 1 6 |
| | 家屋 番号 | 3 2 4 番 1 6 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造セメント瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 7 1. 7 9 平方メートル
2階 2 9. 1 0 平方メートル |

